

**平成24年度**

**議会基本条例検討特別委員会報告書**

**平成25年3月**

## 1 経過

平成24年度は、平成23年度議会基本条例検討特別委員会報告書において、今後も検討していくとした事項を中心に、4回の委員会を開催し協議を重ねた。なお、今年度は部会に委ねることなく、全体会議において意見交換した。

	開催日
第1回	平成24年 7月26日(木)
第2回	平成24年 9月27日(木)
第3回	平成25年 1月24日(木)
第4回	平成25年 2月25日(月)

## 2 議会改革検討事項の経過

テーマ	(1)議会制度改革	(2)開かれた議会
趣旨	議会活動のあり方や活性化など、議会制度全般にわたり検証し、住民に信頼される議会となるよう、議会改革を検討する。	議会活動が住民にとって身近な存在になるよう、住民への情報発信方法や直接対話する機会を設けるなど、開かれた議会をめざした取り組みを検討する。
検討事項	②議員報酬について ③政務活動費について ④会議の運営について ⑤反問権について ⑦議員同士の討議について	①議会報告会等について ②休日議会・夜間議会について ③議会中継について ⑥会議の公開について ⑦模擬議会の開催について

### 3 協議結果

#### (1) ②議員報酬について

議員報酬は、平成10年の改定以降据え置かれているが、町長の報酬は91万9千円だったものが、平成22年に3%を減額し90万円となっている。平成23年に区長会長の立場で特別職報酬審議会に出席した議員からは、「審議会では議員報酬については議員に任せてあるといった発言があった。」とのことだが、審議会としては議会において議会改革の検討に入っていることから、議会の判断を尊重するとの認識のようである。

議論の中では、「区長などの意見を聞き方向性を決めると良い」、「人事院勧告に基づき改定するなどルールを決める必要がある」、「報酬が安いと若い人が議員になれない」、「議員報酬は町長の3分の1というのが基準ではないか」、「世間の見方として議員がそこまで活動していないという意識があり、住民に納得してもらわないといけない」などの意見が出された。

結論としては、他の市町の状況も含め調査することとした。

※参考 全国町村議会議長会 平成14年2月28日発行

全国町村議会議長会「二十世紀の歩み」から

抜粋 第2部 独自活動

#### 1 議員報酬の適正化

本会では、政策審議会小委員会で検討を重ねた結果、昭和34年基準を改定することにした。昭和45年11月10日、会長会議において、「議員報酬適正化」を申し合わせ、次のとおり新基準を設定した。

議 長 長の本俸月額の35%

副議長 長の本俸月額の29%

議 員 長の本俸月額の26%

昭和53年7月25日、政策審議会は議員報酬に関する問題を総合的に分析検討した結果、新基準として職務遂行日数比較を基礎に次のとおりとした。また、その実現に努めるため「議員報酬の適正化に関する申し合わせ」を決めた。

議 長 長給料月額の40%を通常標準、54%を上限標準

副議長 長給料月額の40%を通常標準、54%を上限標準

議 員 長給料月額の40%を通常標準、54%を上限標準

(これに、人口段階別標準として、人口5,000人未満で通常標準の1割減、人口2万人以上で1割増の標準を別に置いた。)

#### (1) ③政務活動費について

政務活動費については、条例及び規則に基づき適正に運営されているが、現行の政務活動費の予算範囲内での視察に限られていることへの対応などについて協議した。

「視察したくても金額の制限があって行けない場合がある。不足分を私費で補っても良いのであれば、選択肢が広がる」、「視察地が遠方になれば、交通手段や時間短縮を図ろうとすれば、予算を上げなければならない」、「ふれあいまつりの中でアンケート調査を行ったが、住民の方は30万円ぐらいもらっているように思われている」などの意見が出された。

結論としては、視察したい所へ行けるように活動費の増額を要望すること。執行にあたっては社会的責任が伴うので、使途を明確にすることが合意された。

#### ④会議の運営について

会議の運営については、請願書・陳情書の手続きの見直し及び一般質問に対する執行部側の回答方法の見直しについて協議した。

請願・陳情の取り扱いについて、「現状のままで良い」、「陳情に聞き置くという措置があるが、聞き置くは不採択と同じなので、議会で明確に答えを出したほうが良い」、「陳情は議長の判断で委員会へ送付させるが、委員長の責任で拒否できないのであれば、請願と同様の取り扱いにすべき」などの意見があったが、色々なパターンが考えられることから、もう少し時間をかけて協議することとした。

次に、一般質問の質問時間について協議した。「90分は長い。明確な質問をして明確な回答であれば時間短縮しても良い」、「質問者、答弁者合わせて90分であり、議会側だけの問題ではない。明確な答弁であれば時間短縮ができる」などの意見が出された。また、事前回答については、「事前回答により、時間短縮もできる」、「事前に回答するということは、学芸会の発表の場をやっているようなもの」との発言があり、これに対し「全部の回答ではなく1回目の回答により、再質問の内容が変わる場合もあるので、最後まで出来レースでいくとは思えない」、「1回目の回答を受け、本会議の時に通告した質問をするのは時間の無駄ではないか」との意見が出された。

結論としては、所要時間は従来どおり90分とする。通告書を出した後に担当部局と調整、すり合わせができるよう要望することとした。

#### ⑤反問権について

前年度の協議の中で、執行部側から議会に対し逆質問ができる権利である反問権を認めるにあたっては、議員側が答えられないこともあることから、引き続き検討する項目となっている。

「反問権を認めるのであれば、議会事務局体制を充実させなければならない」、

「反問権を認めている全国の市町村は6パーセントという調査結果があり、理由は質問内容の明確化に限定して認めているとある」との意見が出された。

結論としては、争点や論点を明確にするための反問権は、議長の判断で取り上げていく。また、事務局の体制も今後強化を図っていくことを条件にすることとした。

#### ⑦議員同士の討論について

議員同士の討論については、行政に対する形式的な質疑ではなく、議員同士の自由かつ達な討議を行うことが必要であることから、引き続き議論を深めることとした。

「自由な討議の保障とは、賛否両論があるときどこで折り合うかという議論ではないか」、「議員間の討論を深めるには議案に対する勉強が重要で、反対意見があれば議員間で意見を詰めるための事前準備が必要」、「理解を深めるには事前に資料の配布があると良い」、「議員間討議をするとなると通年議会でないといけない」、「議会の意志は委員会か本会議で決まる。協議会は執行部側の事前説明の場に過ぎない」など活発な意見交換がされた。

### (2) ①議会報告会等について

議員活動などを住民に知っていただくため、各地で議会の報告会などが行われている。党派を超えて議会が一体となった活動の一環として、報告会などを開催するという位置付けが必要とのことから、議会報告会のあり方などを協議した。

三重県伊賀市や小牧市などの事例が報告されたが、「出席者がいつも同じ顔ぶれになる」、「報告会で意見や要望が出てても議会としてその要望に答えることができない」など報告会を危惧する意見もあり、引き続き検討することとした。

#### ②休日議会・夜間議会について

休日議会・夜間議会については、費用対効果や実行性があるか否かといった意見もあったが、アンケート調査や議会傍聴規則など開かれた議会の取り組み全般に渡る議論となり、休日議会・夜間議会についての結論はせず、引き続き議論を深めることとした。

#### ③議会中継について

コストの見直しや利用実績の低迷等を理由に、議会中継を取りやめた議会もあるが、町制50周年記念事業の「子ども議会」の中継放送を踏まえ検討した。

なお、子ども議会においては、カメラを4か所に設置し、中継スタッフ2名による本放送の他に、固定カメラ2台によるインターネットを利用した放送を試験的に実施した。

「効果は限定的ではあるが、安価であれば休日議会も含めやってみることも必要」、「町内施設のテレビで議会本会議を放送すれば議会を知ってもらうPRになる」、「愛北FMで空き時間を利用して放送できないか」など意見が出された。

結論としては、コストを考慮した議会中継を実施する方向で検討を進めることとした。

#### ⑥会議の公開について

定例会の他、条件付きで委員会の公開が認められている。一方、全員協議会や委員会協議会は任意の会議であるため、決定する会議ではないので公開の定めをしていない。

「部屋の大きさや傍聴者の人数が多いと入れないといったことから委員長や議長の判断に委ねる」、「傍聴可能であるので、ホームページでPRしても良いのではないか」、「傍聴者に配布する資料は、一覧表のみ、委員と同じ資料、要約版とするのか」などの意見が出された。

結論としては、会議の公開に当たって委員長や議長の判断にゆだねることとし、傍聴者に分かり易い資料を配布することから実施する方向で検討を進めることとした。

#### ⑦模擬議会について

昨年、8月28日に開催された町制50周年記念事業「子ども議会」では、担当された先生方が事前準備などで大変苦労されたと聞いている。学校行事スケジュールとの調整や負担のかからない模擬議会としなければならない。

「模擬議会というのは定期的には実施するものではない」、「要望があれば受け入れしていく」、「議員が対応する議場体験、体験授業としてみては」、「子どもと対象を絞らず、大人、成人、女性など他の形で実施していくのは」、「気軽に議場を見学、傍聴ができるようにしては」などの意見が出された。

結論としては、今後、何のためにやるのかその目的と位置づけ、実施方法について町執行部も含めて検討する必要があるので、引き続き検討を進めていくこととした。

### 【その他の意見】

#### ○新しい組織体制について

平成25年度は、新しい組織体制として7名ぐらいの委員構成で組織する（仮称）議会基本条例策定特別委員会を立ち上げ、その中で内容の検討、基本条例の策定などを行っていくこととした。

議会基本条例検討特別委員会委員名簿

区 分	氏 名
委 員 長	齊 木 一 三
副委員長	柘 植 満
委 員	江 幡 満 世 志
委 員	吉 田 正
委 員	伊 藤 浩
委 員	前 田 新 生
委 員	大 島 保 憲
委 員	丹 羽 孝
委 員	岡 孝 夫
委 員	土 田 進
委 員	宮 田 和 美
委 員	酒 井 廣 治
委 員	丹 羽 勉
委 員	木 野 春 徳
委 員	倉 知 敏 美
計	1 5 名

■平成24年度合意できた項目

テーマ	(1) 議会制度改革について	(2) 開かれた議会について
検討事項	③政務活動費について ④会議の運営について ⑤反問権について	



議会基本条例検討特別委員会  
平成25年3月27日

議会改革検討事項の経過

	検討事項	経過	備考
議会制度改革	①議員定数	23 完結	現状どおり。
	②議員報酬	24 継続	説明資料を提示（別紙）する。
	③政務調査費	24 完結	規約の見直しと調査費の増額を要望する。
	④会議の運営 請願・陳情の取扱い	24 継続	時間をかけて協議する。
	一般質問の時間	24 完結	現行どおり 90 分とする。担当と調整・すり合わせを要望する。
	⑤反問権	24 完結	事務局体制の強化を条件に議長の権限で取り上げる。
	⑥議長交際費	23 完結	現状どおり。
	⑦議員間の討議	23. 24 継続	
⑧議会調査権	23 完結	法規定により運用する。	
開かれた議会	①議会報告会等	23. 24 継続	要望に応えることができない。
	②休日・夜間議会	23. 24 継続	
	③議会中継	23. 24 継続	
	④議会だより	23 完結	議会広報委員会にて検討する。
	⑤議会ホームページ	23 完結	24 年度のソフト更新時に改善を図る
	⑥会議の公開	23. 24 継続	
	⑦模擬議会	23. 24 継続	